

委員会における情報端末の使用に関する申合せ事項（案）

1 目的

この申合せは、委員会における情報端末の使用について必要な事項を定めることにより、委員会審議の充実を図るとともに節度ある使用に努めることを目的とする。

2 使用できる機能

- (1) 原稿・保存資料の閲覧機能
- (2) インターネットサイトの検索閲覧機能

3 使用できる機器

パソコン、タブレット端末、スマートフォン

4 使用できる者

議員、執行機関職員、事務局職員

5 使用にあたっての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用等）及び通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。
- (2) 写真及び動画の撮影は行わないこと。
- (3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。
- (4) 電源はバッテリー対応とし、インターネット検索のための通信環境の設定は使用者個人の責任において行うこと。

6 その他

委員長は、使用できる機能や注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。